

SDGs イニシアティブジャパン事務局規約

(名 称)

本会は、SDGs イニシアティブジャパン事務局と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、SDGs 推進のための活動を通じて、持続可能性ある社会に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) SDGs に関する調査、研究活動
- (2) 個人、企業の SDGs 推進サポート活動
- (3) SDGs に関する教育活動
- (4) その他目的を達成するための活動

(事務所)

第4条 本会の事務所は、東京都荒川区西尾久2丁目3-10-305に置く。

(会 員)

第5条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

(役員の種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名

(選出の方法)

第7条 本会役員については、会員の互選により選出する。

(職務分掌)

第8条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
- (3) 会 計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監 事 会の会計監査を行う。

(任 期)

第9条 本会役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(顧問及び参与)

第10条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(財 政)

第12条 本会の活動に要する諸経費は、会費・寄付金等によって賄われるものとする。

(監査と報告)

第13条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。ただし、会員の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。